

2026年11月の託送料金改定に伴う電気料金の見直し および需給契約条件改定について〔高圧・特別高圧〕

[2026年8月17日にお知らせ](#)しておりました標記につきまして、このたび各一般送配電事業者からの託送供給等約款の届出が行われ、2026年11月1日から適用される託送料金が確定いたしました。

これを受け、当社においても対象エリアのお客さまの電気料金につきまして託送料金改定の内容を反映するとともに、すべてのエリアのお客さまを対象に2026年11月1日付で需給契約条件〔高圧・特別高圧〕を改定いたします。

1. 電気料金の見直し

(1) 対象エリア

北海道、東北、東京、中部、関西、**中国**、四国、九州

(注) 8月17日のお知らせ時点では対象外としておりました中国エリアについても、託送料金改定が実施されることとなりましたので、電気料金の見直しを行います。

(2) 料金単価のお知らせ

お客さまごとの新たな料金単価につきましては、郵送にてお知らせいたしますので、お手元に届くご案内をご確認いただきますようお願いいたします。

(3) 改定後の託送料金のお知らせ

改定後の託送料金単価は、[こちら](#)でご確認ください。

2. 需給契約条件〔高圧・特別高圧〕の改定

すべてのエリアの高圧・特別高圧お客さまを対象に、需給契約条件〔高圧・特別高圧〕を改定いたします。新たな需給契約条件〔高圧・特別高圧〕は、[こちら](#)（[固定料金プラン](#)・[市場連動電力プラン](#)）でご確認ください。

<主な改定内容>

- ① 基本料金単価を、「基本単価」と「託送基本料金単価」の合算値とする見直し
- ② 電力量料金単価を、「電力量単価」と「託送電力量料金単価」の合算値とする見直し
※託送料金が改定された場合の変更後の料金は、改定後最初の計量日から反映いたします。

		現行（2026年10月31日まで）	見直し後（2026年11月1日から）
固定料金	基本料金単価	託送料金を含む基本料金単価	基本単価＋託送基本料金単価
	電力量料金単価	託送料金を含む電力量料金単価	電力量単価＋託送電力量料金単価
市場連動	基本料金単価	託送料金を含む基本料金単価	基本単価＋託送基本料金単価
	電力量料金単価	エリアプライス＋託送電力量料金単価	変更なし

以 上